

# 秋田県被災宅地危険度判定実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施するため、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「全国協議会」という。）が定める「被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年2月6日制定。以下「全国要綱」という。）」に基づき、この実施に関し必要な事項を定めることにより、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき登録した者をいう。
- 四 被災宅地危険度判定所管課 地方公共団体において判定を所管する課又はそれに相当する部署をいう。
- 五 被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）  
危険度判定を実施するために被災した市町村に設置される組織をいう。
- 六 被災宅地危険度判定支援本部  
実施本部による危険度判定の実施を支援するために、県の所管課に設置される組織をいう。

## (県の準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村、関係団体等と協議し調整に努める。

- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 3 県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行う。
- 4 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 5 県は、危険度判定について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。
- 6 県は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけなければならない。

#### (市町村の準備)

- 第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。
- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
  - 3 市町村は、危険度判定について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。
  - 4 市町村長は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけるよう努めなければならない。

#### (宅地判定士の事前準備)

- 第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- 2 宅地判定士は危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

#### (危険度判定の実施)

- 第6条 市町村長は、大地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
  - 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
  - 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
  - 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
  - 6 震災の規模等により、市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

#### (判定調整員)

- 第7条 知事は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認められた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定する。
- 2 判定調整員は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び実施本部長等への報告を行う。
  - 3 知事は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、宅地判定士名簿に記載しなければならない。

#### (判定結果の表示等)

- 第8条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。
- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める「擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引き」による。

#### (他の都道府県に対する支援要請等)

- 第9条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、他の都道府県に対し危険度判定の実施のための支援を要請し、若しくは国土交通省に対し支援の調整を要請することができる。ただし、市町村の要請がない

場合でも必要に応じて県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

**(資機材の調達及び備蓄)**

第10条 県及び市町村は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

**(他の都道府県に対する支援)**

第11条 知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

**(宅地判定士名簿)**

第12条 知事は、登録要綱の規定により登録した宅地判定士について、宅地判定士名簿を調製し保管する。

**(事務処理)**

第13条 この要綱に基づく知事の事務は、建設部都市計画課が行う。

**(雑則)**

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

この要綱は、平成28年 8月10日から施行する。